

Q5 《流れ図①》実態把握は、どのように情報収集すれば良いのでしょうか。



特別支援学級担任

実態把握ができていないのが不安になります。



通級指導教室担当

在籍学級の学習の様子を把握する時間がなかなか持たないので、集団での実態把握は在籍学級の担任からの聞き取りが主になっています。



特別支援学級担任

生徒の困りやできないことが少ないので、自立活動ですることが見つげにくく、生徒の実態把握が難しいと感じています。

A 個々の児童生徒について、障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの視点で、学校や家庭、医療、福祉等様々な場面、立場から、実態の情報収集をします。

収集する情報の内容としては、病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとのかかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障がいの理解に関すること、学習上の配慮事項や学力、特別な施設・設備や補助用具（機器を含む）の必要性、進路、家庭や地域の環境等様々なことが考えられます。

その際、児童生徒が困難なことのみに観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握することが大切です。

実態把握の方法としては、観察法、面接法、検査法等の直接的な把握の方法が考えられますが、それぞれの方法の特徴を十分に踏まえながら目的に即した方法を用いることが大切です。

児童生徒の実態を的確に把握するに当たって、保護者等から生育歴や家庭生活の状況を聞いたり、保護者の教育に対する考えを捉えたりすることは欠くことができないことです。

また、教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報を収集したり、幼児児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集したりして実態把握を行うことも重要です。なお、外部からの情報収集には、保護者の承諾が必要になります。



学校では困りがなくても、家庭や福祉施設等、学校以外で困りがある場合がありますので、幅広く実態を収集しましょう。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編のP.107～108により詳しく解説されています。

文部科学省  
「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編」

